

平成 20 年 7 月 7 日
国土交通省海事局安全基準課

IMO 第 54 回航行安全小委員会 (NAV54) の開催結果

6月30日より7月4日までの間、ロンドンの国際海事機関 (IMO) 本部において第54回航行安全小委員会 (NAV 54) が開催され、我が国から、国土交通省、水産庁、東京海洋大学、(独)海上技術安全研究所、その他海事関係機関・団体から構成される代表団が参加したところ、主な審議結果は、以下のとおり。(同小委員会には、我が国を含め67カ国、24機関が参加)

1. 航海当直警報システム(BNwas)¹の搭載要件 (議題6)

BNwas の搭載義務付けは、2006 年 5 月に開催された第 81 回海上安全委員会(MSC 81)におけるデンマークとバハマによる提案を受けて検討が開始された。前回会合では、デンマークより、全ての旅客船と総トン数 150 トン以上の貨物船に BNwas を搭載する SOLAS 条約改正提案が提出され審議がなされたところ、機器の仕様等についてコメントがなされ、今次 NAV に向け更なる検討を行うこととなった。

今回の会合では、改めてデンマークから SOLAS 条約改正提案がなされるとともに、我が国からは BNwas と類似の機器 (注：IMO 決議による性能要件に完全には適合していないシステム) を既に搭載している現存船に対する特別規定の導入、適用対象船の一名当直船への限定等についての提案を行った。

大多数の国が、デンマークの提案を支持すると共に、我が国の提案のうち、現存船に対する特別規定の導入を支持したため、以下の SOLAS 条約改正提案を作成し、第85回海上安全委員会 (MSC85：本年11月末～12月上旬に開催予定) に承認を求めることとした。

今次会合で合意された SOLAS 条約改正案

対象船：旅客船 (全船) 及び総トン数 150 トン以上の貨物船

適用日：

2011 年 7 月 1 日以降の建造船：新造時

2011 年 7 月 1 日以前の建造の

旅客船及び 3,000 トン以上の貨物船 : 2012 年 7 月 1 日以降の最初の検査時

500～3,000 トンの貨物船 : 2013 年 7 月 1 日以降の最初の検査時

150～500 トンの貨物船 : 2014 年 7 月 1 日以降の最初の検査時

¹ 航海当直警報システム(Bridge Navigational Watch Alarm System)とは、居眠り等の当直者の異常を感知した場合に船橋、船長室等に警報を鳴らすことにより、事故を防ぐためのシステム

特別規定：

2011年7月1日以前に建造された船舶については、主管庁の判断により、BNWASの性能要件に完全に適合させることを免除することができる。

2. e-Navigation戦略の策定（議題13）

MSC 81における英国、我が国等の提案により、既存及び新たな電子航海支援設備を総合的に活用し、ヒューマンエラーに起因する海難の防止等を図ることを目的とした次世代先進航行支援システム構築戦略である“e-Navigation戦略”を策定することが合意され、NAV 52から検討が開始された。

今次会合では、NAV53で設置されたコレスポンデンスグループ(CG)の検討結果としてe-Navigation戦略の検討において考慮すべきユーザーニーズ等について報告がなされるとともに、我が国からは、海事関係の専門家の参画のもとで作成した衝突事故の削減に向けた電子航海機器の活用に関するロードマップ案の紹介を行った。

審議の結果、MSC85に対し、これまでの審議結果及びCG報告を踏まえてe-Navigation戦略案を作成し、その承認を求めるとともに、我が国から紹介したロードマップ案等を参照しつつ、e-Navitaion戦略の実施計画を4年かけて作成していくことを要請することとした。

3. 電子海図情報表示装置(ECDIS)の搭載要件（議題14）

ECDISの搭載義務付けは、MSC 81における決定により検討が開始された。昨年7月の前回会合までに、ノルウェーや我が国等が提出したECDIS搭載義務付けの費用対効果の分析結果などに基づき、搭載義務付けの是非や適用対象についての議論が進められてきたが、事故防止の観点から搭載義務付けが有効であるとの認識が共有される一方、電子海図(ENC)の整備状況が不十分なため搭載義務付けは時期尚早とする意見があり、更なる検討を行うこととされていた。

今回の会合では、これまでの適用対象・適用時期に関する検討経緯を踏まえ、ノルウェー及び英国からそれぞれECDIS搭載義務付けのためのSOLAS条約改正案が提出されるとともに、ノルウェーからは、最新の費用対効果分析結果が提供された。一方、国際水路機関(IHO)から2010年には主な航路・港の電子海図は、ほぼ整備される見通しであると説明された。

審議の結果、大多数の国が、十分な適用準備期間を設けた上で、国際航海に従事する船舶のうち旅客船については総トン数500トン以上、貨物船については総トン数3,000トン以上(タンカー以外の現存船については総トン数10,000トン以上に限る。)の船舶にECDISの搭載を義務付けることを支持した。これを受け、SOLAS条約第V章の改正案を作成し、MSC85に承認を求めるとした。

今次会合で合意されたSOLAS条約改正案の概要

国際航海に従事する以下の船舶に、EDCISを搭載する。

① 旅客船

対象：総トン数500トン以上

適用日：

2012年7月1日以降の建造船：新造時

2012年7月1日以前の建造船：2014年7月1日以降の最初の検査時

② タンカー

対象：総トン数 3,000 トン以上

適用日：

2012 年 7 月 1 日以降の建造船：新造時

2012 年 7 月 1 日以前の建造船：2015 年 7 月 1 日以降の最初の検査時

③ タンカー以外の貨物船

対象：総トン数 3,000 トン以上（新船）

総トン数 10,000 トン以上（現存船）

適用日：

2013 年 7 月 1 日以降建造の総トン数 10,000 トン以上の船舶：新造時

2014 年 7 月 1 日以降建造の総トン数 3,000～10,000 トンの船舶：新造時

2013 年 7 月以前の建造船のうち、

50,000 トン以上 のもの：2016 年 7 月以降の最初の検査時

20,000～50,000 トン のもの：2017 年 7 月以降の最初の検査時

10,000～20,000 トン のもの：2018 年 7 月以降の最初の検査時

特別規定：船種及び総トン数ごとに同種の現存船への適用が開始される日より 2 年以内に
廃船する船舶については、主管庁の判断により適用を免除することができる。

以上